

《新型コロナウイルスつなぎ融資》商品説明書

1. 商品名	新型コロナウイルスつなぎ融資
2. 取扱期間	令和2年4月27日（月）～当面の間
3. ご利用いただける方	<p>次の条件をいずれも満たしている開業している歯科医師および医療法人</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で10%以上減少した方、または、売上の減少が前年同月比で10%以上見込まれる方</p> <p>② 当組合の組合員の方または、組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は、当組合に出資していただき組合員となることができます。（組合員資格は、当組合定款第1章第6条（組合員たる資格）をご覧ください。）</p> <p>③ 当組合に普通預金口座をお持ちの方、または、お作りいただける方</p> <p>④ 個人事業主の方は、お申込み時の年齢が原則満70未満の方</p> <p>⑤ 当組合所定の融資基準を満たしている方</p> <p>※上記事項に該当されない方（事業継承者がある場合等）で、お申込みをご希望される場合は、各営業店へお問い合わせください。</p>
4. お使いみち	他金融機関の新型コロナウイルス感染症の影響に対応した融資のつなぎ融資
5. ご利用形態	手形貸付
6. ご融資金額	1,000万円以内
7. ご返済方法	一括返済
8. ご融資期間	6ヶ月以内
9. 金利	年利0.00%（無利息）
10. 遅延損害金	年利14.50%（手形期日の翌日から計算されます。）
11. 連帯保証人	個人事業主の方：原則不要 医療法人の方：原則代表者
12. 担保	原則不要
13. 手数料	ご融資新規取扱手数料 500万円以下：5,000円（税込5,500円） 500万円超：10,000円（税込11,000円）
14. 条件変更にかかわる手数料	条件変更手数料：5,000円（税込5,500円）
15. お申込時にご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 確定申告書・決算書等2年度分 ・他行借り入れ申込書の写し

	<ul style="list-style-type: none"> ・他行借り入れ明細 ・本人確認書類 <p>以下の①、②のうち、いずれかをご用意ください。</p> <p>①運転免許証・パスポート等の顔写真付きの公的証明書のうち1点</p> <p>②顔写真のない公的証明書(健康保険証・年金手帳等)の場合は、2種類の公的証明書計2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金通帳 (お持ちの方)、普通預金届出印
<p>16. 苦情処理措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。</p> <p>【お客様相談室（総務課）】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：045-641-2904</p> <p>所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp</p>
<p>17. 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 <p>例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)</p> <p>※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
<p>18. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、印紙代が必要になります。 ・お申込みの際しましては、当組合所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・本説明書は、令和2年4月27日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。